

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異について

区 分	男女の賃金の差異
全労働者	66.3%
正規職員	80.9%
有期雇用職員	79.1%

※男女の賃金の差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）

○付記事項

（対象期間）

- ・令和4年度(R4. 4. 1～R5. 3. 31)

（賃金）

- ・支給額合計(賞与含)から通勤手当、宿直手当(非課税分)を除いた額(課税支給分)

（人員数）

- ・給与支払日に雇用している労働者数の12ヶ月平均
- ・育休中の無給職員含む
- ・有期雇用職員は、再雇用職員及び臨時職員

○差異についての補足説明

（正規職員）

- ・正規職員の68.2%が女性職員である。
- ・平均勤続年数に差がある(男性12.9年女性9.9年)
- ・主任以上の職員のうち、女性職員の割合が41.6%となっている。
- ・産休や育児休業で無給となっている女性職員が年間平均で11名程いる。
- ・育児短時間勤務をしている女性職員が年間平均で6名程いる。

（有期雇用職員）

- ・有期雇用職員の81.2%が女性職員である。
- ・有期雇用職員の人員数については常勤換算は行っていない。

(支給日における在籍人数で算出)